

危険ブロック塀の撤去と安全な塀などの築造の費用を補助します

町道、県道、国道に面する危険ブロック塀などの撤去と撤去後の安全な塀などの築造の費用を補助します。ブロック塀などの撤去を検討しているかたは、ぜひ窓口までご相談ください。

※工事着手後の補助金の交付申請は受付できません。必ず、工事着手前に窓口までご相談ください。



- 補助額

撤去費 上限 10万円

築造費 上限 10万円
- ▶対 象 町道、県道、国道に面する危険ブロック塀などの撤去事業および安全な塀などの築造事業（町内業者が施工する場合に限る）

▶申 込 み 工事着手前に建設水道課窓口に必要な書類を提出してください。

※必要書類など、詳細はお問い合わせください。

問合せ=建設水道課 都市計画係 ☎76-5134

年末年始のごみ収集について

年末年始のごみの収集は下表のとおりとなります。

年末最終日を過ぎてから、ごみは出さないようお願いします。

区域 種類	Aコース 東児玉地区全域と広木地区		Bコース 松久・大沢地区(広木を除く)	
	年末最終日	年始開始日	年末最終日	年始開始日
可燃ごみ	12月28日(月)	令和3年 1月4日(月)	12月29日(火)	令和3年 1月5日(火)
不燃ごみ	12月24日(木)	令和3年 1月14日(木)	12月25日(金)	令和3年 1月8日(金)

日付や曜日など、お間違えのないようお願いします。

小山川クリーンセンターに自己搬入されるかたへ

年末は12月30日(木)まで、年始は令和3年1月4日(月)からとなります。年末は、ごみの搬入車両により大変混雑し、受付や荷下ろしに時間がかかることが予想されます。指定袋に入れることが可能なごみについては、決められたごみ収集所を利用しての排出に、ご協力をお願いします。

また、粗大ごみなど、通常のごみ収集が利用できず、直接搬入する場合は、可能な限り年末を避けてご利用ください。

受入時間=午前8時40分～正午／午後1時～4時30分
 問合せ=小山川クリーンセンター ☎22-8200



年末年始のし尿・浄化槽について

年末年始のし尿・浄化槽の受け入れ日程は下表のとおりとなります。

し尿汲み取り日程

区域 種類	町内全域	
	年末最終日	年始開始日
受け付け	12月11日(金)	令和3年 1月4日(月)
汲み取り	12月25日(金)	令和3年 1月4日(月)

し尿の汲み取り依頼は、児玉清掃(☎72-1038)へ
 ※インターネットからの申し込みもできます。

問合せ=建設水道課 生活環境係 ☎76-5134

美里町浄化槽設置整備事業補助金交付制度

補助金を利用して「合併浄化槽」へ転換できます

最大

補助金
73万円

※条件により異なります



◎合併処理浄化槽にすると…
 側溝などに排水される汚れが大幅に減少
 悪臭や害虫の発生を抑制し生活環境が向上

対象となる地域
 浄化槽整備区域と公共下水道整備区域内の未供用区域
 ※公共下水道供用開始区域と農業集落排水整備区域は対象外です。

対象となるかた
 専用住宅で、単独浄化槽または汲み取り便槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に入れ替えるかた

※建築基準法第6条第1項に基づく建築申請を要する新築、増築、改築に伴う場合は対象外です。

問合せ=建設水道課 上下水道係 ☎76-1116

危険老朽空き家の解体費用を補助します

危険で老朽化した空き家を解体する際に、費用の一部を補助金として交付します。現地調査を行い、一定基準を満たした空き家が対象となりますので、事前にご相談ください。

- 補助金額

最大 50万円
- 補助対象物件

下記のすべてに該当する空き家

 - 昭和56年5月31日以前に建築された居住用の空き家であること
 - 補助対象空き家を含む敷地のすべてが1年以上使用されていないこと
 - 借地の場合、土地所有者の同意を得ていること
 - 公共事業の補償の対象となっていないこと
 - 所有権以外の権利が設定されていないこと
 - 空き家となった原因が、火災その他災害を原因としたものではないこと
 - 町内業者が行う工事であること
- 補助対象者

町税に滞納がない空き家の所有者またはその相続人。なお、申請については所有者に対し1回限りとします。



問合せ=建設水道課 都市計画係 ☎76-5134